

香川高等専門学校将来計画委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定
令和元年 9 月 20 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校将来計画委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、香川高等専門学校の将来計画に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究組織の将来計画に関すること。
- 二 その他校長の指示する事項

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 各主事
- 四 専攻科長
- 五 各専攻長
- 六 各学科長
- 七 事務部長

2 委員は、校長が委嘱する。

(運営)

第 4 条 将来計画委員会は、校長が招集し、委員長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 20 日から施行する。